

評価書（個票）

事務・事業名	公認心理師の試験事務	担当課 (担当課長)	社会・援護局障害保健福祉 部精神・障害保健課長 田 原 克志	
根拠法令等	公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）第 10 条 第 1 項	類 型	試験（資格付与）	
		指定等 の形態	指定	
事務・事業の 概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 公認心理師法第 10 条第 1 項に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その 指定する者に、試験の実施に関する事務を行わせることができる。</p> <p>○事務・事業の内容 公認心理師の試験事務を行う。</p>			
事務・事業の 目的	公認心理師の試験を行い、公認心理師が国民の心理的な相談に応じ、助言・指 導その他の援助を行うことにより、国民の心の健康の保持に資する。			
関連する 政策目標	—			
関連する 業績指標	—			
指標の 目標値等	—			
法人の指定等 の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の 基準に対する よくあるお問い 合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根 拠	別紙のとおり。			
事務・事業の実 績	<p>○実績（平成 27 年度） なし。</p> <p>○事業収入（平成 27 年度） なし。</p>			
国からの補助金 等	○補助金・委託費等（平成 28 年度予算）： なし。			
事務・事業の見 直し状況（これ までの検証）	平成 28 年 4 月 1 日付けで一般財団法人日本心理研修センターを指定したところ である。			

<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事務・事業の必要性 公認心理師法の成立を受けて、公認心理師となる資格を有する者を選別するため、公認心理師試験を行う必要がある。 ●事務・事業の妥当性 国民の心の健康の保持に資するため、公認心理師となるにふさわしい者を試験によって選別することは、妥当なものである。 ●事務・事業の有効性 公認心理師試験を行うことで、公認心理師が誕生し、国民の心の健康の保持に資する。
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指定等を行う妥当性 公認心理師試験を国で直接実施することは、試験問題の作成や試験事務の遂行など、多大な人的物的負担が必要であることが予想され、実行困難と想定される。そのため、指定制度をとっているものである。 ○事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> ●指定等の基準の妥当性 試験等事務を非営利で的確に実施する体制が構築されている必要があるため、公認心理師法では実施主体を一般社団法人及び一般財団法人に限定している。 試験機関は一の機関とは限ってはいないが、全国均一の水準による資格の付与を確保する等の観点から、指定から登録への参入の拡大は考えていない。 指定試験機関については、指定したばかりではあるが、今後指定法人に対しての指導監督を行っていききたい。 ●実施主体としての指定等法人の適格性 平成28年4月1日に指定試験機関の指定を行ったところであり、今後適切に指導監督を行っていききたい。
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公認心理師指定試験機関については、平成28年4月1日に指定したばかりであるため、今後指導監督を適切に行っていききたい。
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

・ 一般財団法人日本心理研修センター

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
財団法人（1法人）			
一般財団法人日本心理研修センター	平成 28 年 4 月 1 日	03-5805-3141	今後算定する。